

## 鳥取県地域での食育の推進事業交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)

第4条の規定に基づき、鳥取県地域での食育の推進事業交付金(以下「本交付金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本交付金は、第3次食育推進基本計画及びこれを踏まえた食育推進計画の目標達成に向け、地域において実施する食育推進事業に対して支援することを目的として交付する。

### (交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、食料産業・6次産業化交付金実施要綱(平成30年3月30日付29食産第5353号農林水産事務次官依命通知)に基づき別表第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては県内事業者への発注に努めなければならない。

### (事業実施計画書の提出)

第4条 本交付金の交付を希望する事業実施主体は、健康政策課長が別に定める期日までに、様式第1号により事業実施計画書(以下「計画書」という。)を健康政策課長に提出しなければならない。

### (対象事業の認定)

第5条 健康政策課長は前条の規定に基づき提出された計画書について、予算の範囲内で補助金を交付すべき対象事業(以下「交付金事業」という。)を認定する。

2 前項の認定の通知は、様式第2号による。

### (交付申請の時期等)

第6条 本交付金の交付申請は、健康政策課長が別に定める期日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本交付金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第7条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事はその財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（事業の着手）

第8条 事業の着手は、交付金の交付決定後とする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、様式第4号により交付決定前着手届を健康政策課長に提出しなければならない。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表第5欄に掲げるもの以外の変更とする。  
2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（事業遅延等の届出）

第10条 事業実施主体は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、または当該交付金事業の遂行が困難となった場合は、速やかに予定の期間内に完了しない理由または当該交付金事業の遂行が困難となった理由及び交付金事業の遂行状況を記載した書類を健康政策課長に提出しなければならない。

（概算払請求）

第11条 事業実施主体は、交付金の全部または一部について概算払を受けようとする場合は、様式第5号により健康政策課長に提出しなければならない。

（交付金遂行状況の報告）

第12条 事業実施主体は、交付金事業の交付決定に係る年度の12月末日現在において、様式第6号により交付金遂行状況報告書を作成し、同年度の1月15日までに健康政策課長に提出しなければならない。ただし、様式第7号をもってこれに代えることができる。  
2 健康政策課長は、前項に規定する時期のほか、交付金事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該交付金事業の遂行状況の報告を求めることができる。

（実績報告の時期等）

第13条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。  
（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月2日  
（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月2日  
2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。  
3 本交付金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明

らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第8号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（事業成果の報告）

第14条 事業実施主体は、「食料産業・6次産業化交付金実施要綱」（平成30年3月30日付29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第7に定める別紙様式第14号により、事業によって得られた成果を報告書にまとめ、事業終了年度の翌年度の7月15日までに健康政策課長に提出しなければならない。

（雑則）

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月11日から施行し、平成29年度事業から適用する。

この要綱は、平成30年6月8日から施行し、平成30年度事業から適用する。

この要綱は、令和2年4月30日から施行し、令和2年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 実施主体	3 交付対象経費	4 交付率	5 重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
<p>・地域での食育の推進事業</p> <p>(1) 食育推進検討会の開催</p> <p>(2) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催</p> <p>(3) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進</p> <p>(4) 食文化の保護・継承のための取組支援</p> <p>(5) 農林漁業体験の機会の提供</p> <p>(6) 和食給食の普及</p> <p>(7) 共食の場における食育活動</p> <p>(8) 食品ロスの削減に向けた取組</p>	<p>市町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、許可法人、公社、独立行政法人、知事が中国四国農政局と協議して適当と認める団体（以下「特認団体」という。）</p> <p>〔特認団体の要件〕</p> <p>次に掲げる全ての要件を満たす団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる事業所の定めがあること。</li> <li>・代表者の定めがあること。</li> <li>・定款、組織規定、経理規定等の組織運営に関する規定があること。</li> <li>・各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。</li> </ul>	<p>食料産業・6次産業化交付金実施要綱別記3の第1の規定に基づく</p>	<p>定額（1／2以内）</p>	<p>交付対象事業費の減額</p> <p>（食料産業・6次産業化交付金の配分基準（平成30年3月30日付29食産第5356号食料産業局長通知）の第2に掲げる不用額の発生が確実である場合に限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の新設又は廃止</li> <li>・事業実施主体の変更</li> </ul>

様式第1号（第4条、第6条、第13条関係）

年度鳥取県地域での食育の推進事業実施計画（実績報告）書及び収支予算（決算）書

1 事業の内容及び経費内訳

- (1) 事業の目的  
(2) 事業の内容及び計画(実績)

- ※1 交付申請においては、内定を受けた食料産業・6次産業化交付金実施要綱第5に定められた事業実施計画書の内容に変更がない場合、別紙のとおりとし、同計画書を添付すること。  
 ※2 実績報告においては、事業の実績が交付申請の内容と同様の時はその旨加筆する。軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書のコピーに変更箇所を加筆修正して添付する。

(3) 経費内訳

区分	総事業費	負担区分			備考
		県費	市町村費	その他	

- ※1 区分の欄には、別表第1欄に掲げる事業ごとに、内容を記載すること。  
 ※2 備考欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入する。

2 収支予算(決算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 県交付金	円	円	円	円	
2 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

- ※1 区分欄には、別表第1欄に掲げる事業ごとに、内容を記載すること。

3 事業完了予定（完了）年月日

年 月 日

4 他の補助金等の活用の有無（有・無）

（補助金名）

（事業内容）

（問合せ先〔所管部署・団体名、連絡先〕）

※1 他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○をする。

※2 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載する。

5 添付書類

（1）交付申請書の添付書類

- ・事業実施主体の定款（定款のない団体にあつては、これに準ずるもの）
- ・事業実施主体の当該事業年度の事業計画及び収支予算（これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるもの）

（2）実績報告書の添付書類

- ・各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写し
- ・交付申請書又は変更等承認申請書に添付したのから変更があつたものについては、必要書類を添付する。

様式第2号（第5条関係）

番 号  
年 月 日

様

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課長

年度鳥取県地域での食育の推進事業交付金交付対象事業の認定について（通知）

年 月 日付第 号で、鳥取県地域での食育の推進事業後部金交付要綱（平成29年10月11日付第201700104785号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第4条の規定により提出された下記事業について、要綱第5条により、本交付金の交付対象として下記認定額を限度に認定します。

については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）及び要綱により 月 日（ ）までに交付金の交付申請手続きを行ってください。

記

- 1 対象事業
- 2 認定金額

様

鳥取県知事



年度鳥取県地域での食育の推進事業交付金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県地域での食育の推進事業交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本交付金の補助事業の内容は、「地域食育推進事業」とし、その内容は、・・・とする。

2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
内訳	〇〇〇〇〇費 金	円
	〇〇〇〇〇費 金	円
	〇〇〇〇〇費 金	円
(2) 交付決定額	金	円
内訳	〇〇〇〇〇費 金	円
	〇〇〇〇〇費 金	円
	〇〇〇〇〇費 金	円

3 交付額の確定

本交付金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県地域での食育の推進事業交付金交付要綱（平成29年10月11日付第201700104785号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第7条第3項の規定を適用して算出した額と、前記の2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規定の遵守

本交付金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第225号）、食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）、食料産業・6次産業化交付金交付要綱（平成30年3月30日付29食産第5355号農林水産事務次官依命通知）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）の規定に従わなければならない。



鳥取県知事 様

事業実施主体の長 印

鳥取県地域での食育の推進事業交付金に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災事変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

注：「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。



様式第6号（第12条関係）

番 号  
年 月 日

鳥取県知事 様

事業実施主体の長 印

年度鳥取県地域での食育の推進事業交付金遂行状況報告書

年 月 日付第 号で交付決定のあったこの事業について、鳥取県地域での食育の推進事業交付金交付要綱（平成29年10月11日付第201700104785号鳥取県福祉保健部長通知。）第12条の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	交付対象事業費	〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施したもの		備考
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了年月日	
	円	円	%	円		



鳥取県知事 様

事業実施主体の長 印

年度鳥取県地域での食育の推進事業交付金仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付決定がありました鳥取県地域での食育の推進事業交付金について、鳥取県地域での食育の推進事業交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	交付要綱第 7 条の規定による交付金額の確定額 （ 年 月 日付第 号による交付金交付決定額）	金	円
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	交付金返還相当額	金	円

（注） 確定申告書の写し等参考となる資料を添付してください。